



栃木県公報

令和4(2022)年
3月14日(月)
号 外
第 7 号

目 次

人事委員会	
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	1
公安委員会	
○銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部改正	2

人事委員会

栃木県人事委員会規則第2号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月14日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる業務</p> <p>ア <u>銃器若しくはクロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）（以下「銃器等」という。）又は銃器等と</u>思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務 1日につき 1,640円</p> <p>イ <u>銃器等</u>を所持する犯人の逮捕の業務 1日につき 1,100円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ イに掲げる業務（銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）に付随して行う固定配置の業務 1日につき 820円</p> <p>オ <u>銃器等</u>が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等の直近において行う張付け警戒の業務 1日につき 820円</p> <p>カ 略</p> <p>(18)～(25) 略</p>	<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる業務</p> <p>ア 銃器_____</p> <p>_____又は銃器_____と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務 1日につき 1,640円</p> <p>イ <u>銃器</u>を所持する犯人の逮捕の業務 1日につき 1,100円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ イに掲げる業務（銃器_____を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）に付随して行う固定配置の業務 1日につき 820円</p> <p>オ <u>銃器</u>が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等の直近において行う張付け警戒の業務 1日につき 820円</p> <p>カ 略</p> <p>(18)～(25) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月14日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類の売却に関する規程の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類の売却に関する規程(昭和35年栃木県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)に基づき、栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が仮領置若しくは提出を命じた銃砲等又は刀剣類(以下「当該物件」という。)を公安委員会が売却する場合に必要な手続を定めるものとする。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第14条 公安委員会は、買受者に当該物件の引渡しをする場合において必要があると認める場合には、別記様式第6号による証明書を買受者に交付するものとする。ただし、既に登録してある銃砲等又は刀剣類をそれらの物の製造業者又は販売業者に売却したときはこの限りでない。</p> <p>(所持者への代金の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 代金の交付は、当該物件が法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第8項若しくは第9項又は第11条の2第1項から第3項までの規定により仮領置したものであるときは、仮領置書及び別記様式第9号による代金領収書と引換えに、法第24条の2第2項の規定により一時保管したものであるときは銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書と引換えに、法第27条第1項の規定により提出を命じたものであるときは提出命令書及び代金領収書と引換えに別記様式第10号による代金明細書を交付して行うものとする。ただし、交付すべき代金がないときは、代金明細書のみ交付するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)に基づき、栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が仮領置若しくは提出を命じた銃砲又は刀剣類(以下「当該物件」という。)を公安委員会が売却する場合に必要な手続を定めるものとする。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第14条 公安委員会は、買受者に当該物件の引渡しをする場合において必要があると認める場合には、別記様式第6号による証明書を買受者に交付するものとする。ただし、すでに登録してある刀剣類並びに銃砲をそれらの物の製造業者又は販売業者に売却したときはこの限りでない。</p> <p>(所持者への代金の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 代金の交付は、当該物件が法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項又は第11条の2第1項から第3項までの規定により仮領置したものであるときは、仮領置書及び別記様式第9号による代金領収書と引換えに、法第24条の2第2項の規定により一時保管したものであるときは銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領収書と引換えに、法第27条第1項の規定により提出を命じたものであるときは提出命令書及び代金領収書と引換えに別記様式第10号による代金明細書を交付して行うものとする。ただし、交付すべき代金がないときは、代金明細書のみ交付するものとする。</p> <p>3 略</p>

別記様式第2号中「第11条第11項」を「第11条第12項」に改める。

別記様式第6号中「第11条第11項」を「第11条第12項」に、「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。
(栃木県警察本部組織規則の一部改正)

第2条 栃木県警察本部組織規則(昭和39年栃木県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織犯罪対策第二課) 第29条の2 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>拳銃</u> その他の銃器の取締りに関すること。	(組織犯罪対策第二課) 第29条の2 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>けん銃</u> その他の銃器の取締りに関すること。

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

第3条 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第2条、第6条関係) 警察本部長専決事項		別表第1 (第2条、第6条関係) 警察本部長専決事項	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~20 略		1~20 略	
21 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第4号(空気 <u>拳銃</u> を除く。)及び第5号、第4条の2並びに第7条第1項の規定による <u>銃砲等</u> の所持許可申請の処理及び許可証の交付	要	21 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第4号(空気 <u>けん銃</u> を除く。)及び第5号、第4条の2並びに第7条第1項の規定による <u>銃砲</u> の所持許可申請の処理及び許可証の交付	要
22 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第4号(空気 <u>拳銃</u> を除く。)及び第5号の許可の条件の付与又は条件の変更		22 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第4号(空気 <u>けん銃</u> を除く。)及び第5号の許可の条件の付与又は条件の変更	
23 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3の規定による <u>拳銃等若しくは拳銃等部品</u> を譲り受け、若しくは借り受け、又は <u>拳銃実包</u> を譲り受けることの許可(緊急を要する場合に限る。)	要	23 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の3の規定による <u>けん銃等若しくはけん銃等部品</u> を譲り受け、若しくは借り受け、又は <u>けん銃実包</u> を譲り受けることの許可(緊急を要する場合に限る。)	要
24~52 略		24~52 略	
別表第3 (第3条、第6条関係) 生活安全部長専決事項		別表第3 (第3条、第6条関係) 生活安全部長専決事項	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~77 略		1~77 略	
78 銃砲刀剣類所持等取締法第4		78 銃砲刀剣類所持等取締法第4	

<p>条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けている者に係るものに限る。）及び空気銃並びにクロスボウを除く。）及び第4号（拳銃を除く。）並びに第4条の2の規定による銃砲等の所持許可申請の処理</p>	<p>要</p>	<p>条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けている者に係るものに限る。）及び空気銃_____を除く。）及び第4号（けん銃を除く。）並びに第4条の2の規定による銃砲の所持許可申請の処理</p>	<p>要</p>
<p>79 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けている者に係るものに限る。）及び空気銃並びにクロスボウを除く。）及び第4号（拳銃を除く。）の許可の条件の付与又は条件の変更</p>		<p>79 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けている者に係るものに限る。）及び空気銃_____を除く。）及び第4号（けん銃を除く。）の許可の条件の付与又は条件の変更</p>	
<p>80 略</p>		<p>80 略</p>	
<p>81 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項及び第2項の規定による猟銃等射撃指導員の指定申請の処理及び指定の解除</p>	<p>要</p>	<p>81 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項及び第2項の規定による射撃指導員_____の指定申請の処理及び指定の解除</p>	<p>要</p>
<p>82 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項及び第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定申請の処理及び指定の解除</p>	<p>要</p>		
<p>83～88 略</p>		<p>82～87 略</p>	
<p>89 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第2項において準用する同法第9条の7第3項の規定による猟銃等保管業者に対する措置命令</p>	<p>要</p>	<p>88 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項及び同条第2項において準用する同法第9条の7第3項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第90条第1項及び第3項の規定による猟銃等保管業の届出の処理及び猟銃等保管業者に対する措置命令</p>	<p>要</p>
<p>90 略</p>		<p>89 略</p>	
<p>91 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第2項において準用する同法第9条の7第3項の規定によるクロスボウ保管業者に対する措置命令</p>	<p>要</p>		
<p>92 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第3項の規定によるクロスボウ保管業者に対する業務の廃止又は停止の命令</p>	<p>要</p>		
<p>93 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第90条第1項及び第3項の規定による保管業の届出の処理</p>	<p>要</p>		

<p>94 行政手続法第13条第1項第1号イの規定による聴聞の実施（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）</p>	<p>要</p>	<p>90 行政手続法第13条第1項第1号イの規定による聴聞の実施（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）</p>	<p>要</p>
<p>95 行政手続法第18条第1項又は第2項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>		<p>91 行政手続法第18条第1項又は第2項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>96 行政手続法第19条第1項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	<p>要</p>	<p>92 行政手続法第19条第1項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	<p>要</p>
<p>97 行政手続法第20条第6項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>		<p>93 行政手続法第20条第6項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>98 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第1項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>		<p>94 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第1項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>99 略</p>		<p>95 略</p>	
<p>100 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第1項及び第2項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対する報告の要求及び立入検査</p>	<p>要</p>	<p>96 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第1項及び第2項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者_____に対する報告の要求及び立入検査</p>	<p>要</p>
<p>101～128 略</p>		<p>97～124 略</p>	
<p>別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項</p>		<p>別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項</p>	
<p>公安委員会</p>		<p>公安委員会</p>	

事務内容及び根拠（関係）規定	への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	への報告
1～127 略		1～127 略	
128 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。） <u>、第2号から第3号まで及び第5号の2から第10号まで並びに第4条の2の規定による銃砲刀剣類の所持許可申請の処理</u>	要	128 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。） <u>、第2号、第3号</u> 及び第5号の2から第10号まで並びに第4条の2の規定による銃砲刀剣類の所持許可申請の処理	要
129 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。） <u>、第2号から第3号まで及び第5号の2から第10号までの許可の条件の付与又は条件の変更</u>		129 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第2項の規定による同条第1項第1号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。） <u>、第2号、第3号</u> 及び第5号の2から第10号までの許可の条件の付与又は条件の変更	
130 略		130 略	
131 <u>銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項及び第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催及び講習修了証明書の交付</u>	要		
132 略		131 略	
133 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等締法施行規則第34条の規定による <u>猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の処理</u>	要	132 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等締法施行規則第34条の規定による <u>猟銃又は空気銃</u> の所持許可の更新申請の処理	要
134～136 略		133～135 略	
137 <u>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格認定申請の処理</u>	要		
138～146 略		136～144 略	
147 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第90条第2項及び第3項の規定による <u>保管業届出書の記載事項変更届出の処理</u>		145 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第90条第2項及び第3項の規定による <u>猟銃等保管業届出書の記載事項変更届出の処理</u>	
148 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から <u>第7項</u> までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の取消しの通知		146 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から <u>第6項</u> までの規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消しの通知	
149 行政手続法第15条第1項又は第3項の規定による聴聞の通知（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11		147 行政手続法第15条第1項又は第3項の規定による聴聞の通知（同法第13条第1項第1号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第11	

<p>条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>150 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第2項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>148 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第2項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>151 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>149 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>152 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>150 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>153 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第2項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>151 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第2項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>154 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第12条第1項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>152 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第12条第1項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第13条第1項第1号イ(銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第6項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。)の聴聞に係るものに限る。)</p>	

155～177 略		153～175 略	
別表第18 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項		別表第18 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項	
事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1～60 略		1～60 略	
61 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第11号及び第15号並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第1項及び第3項の規定による銃砲刀剣類の製造業、製作業又は販売業の届出の処理	要	61 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第11号及び第13号並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第1項及び第3項の規定による銃砲刀剣類の製造業、製作業又は販売業の届出の処理	要
62～69 略		62～69 略	
70 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項の規定による銃砲刀剣類の許可証の交付及び猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可事項の追加記載	要	70 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項の規定による銃砲刀剣類の許可証の交付及び猟銃又は空気銃_____の所持許可事項の追加記載	要
71・72 略		71・72 略	
73 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定による猟銃又は空気銃の番号又は記号の打刻命令		73 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定による銃砲刀剣類_____の番号又は記号の打刻命令	
74 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第3項の規定によるクロスボウの番号又は記号の表示措置命令			
75～82 略		74～81 略	
83 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第35条の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可証の交付又は更新許可事項の記載	要	82 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第35条の規定による猟銃又は空気銃_____の許可証の交付又は更新許可事項の記載	要
84 略		83 略	
85 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第8項及び第9項、第11条の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第38条の規定による銃砲等又は刀剣類の仮領置	要	84 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項及び第8項、第11条の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第38条の規定による銃砲又は刀剣類の仮領置	要
86 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項及び第11項、第11条の2第4項、第13条の3第2項及び第4項並びに第	要	85 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第9項及び第10項、第11条の2第4項、第13条の3第2項及び第4項並びに第	要

<p>26条第5項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第39条及び第40条の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還申請の処理</p>		<p>26条第5項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第39条及び第40条の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還申請の処理</p>	
<p>87～98 略</p>		<p>86～97 略</p>	
<p>99 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項後段の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付</p>	<p>要</p>		
<p>100 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項において準用する同法第5条の3第3項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の3第1項において準用する同令第22条第1項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の書換え申請の処理</p>			
<p>101 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項において準用する同法第5条の3第3項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の3第2項において準用する同令第22条第1項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の再交付申請の処理</p>	<p>要</p>		
<p>102 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6の規定による銃砲等保管状況の報告の徴収及び立入検査並びに措置命令</p>		<p>98 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6の規定による銃砲保管状況の報告の徴収及び立入検査並びに措置命令</p>	
<p>103 略</p>		<p>99 略</p>	
<p>104 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第4項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第90条第4項の規定によるクロスボウ保管業の廃止の届出の処理</p>	<p>要</p>		
<p>105・106 略</p>		<p>100・101 略</p>	
<p>107 銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第1項及び第3項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管</p>	<p>要</p>	<p>102 銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第1項及び第3項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管</p>	<p>要</p>
<p>108～110 略</p>		<p>103～105 略</p>	
<p>111 銃砲刀剣類所持等取締法第22条の2第1項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第102条第2項及び第4項の規定による模造拳銃の製造業又は輸出業の届出の処理</p>	<p>要</p>	<p>106 銃砲刀剣類所持等取締法第22条の2第1項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第2項及び第4項の規定による模造けん銃の製造業又は輸出業の届出の処理</p>	<p>要</p>
<p>112 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第102条第3項及び第4項の規定による模造拳銃製造等届出</p>		<p>107 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第3項及び第4項の規定による模造けん銃製造等届</p>	

書 の記載事項変更の届出の処理		出書の記載事項変更の届出の処理	
113 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第102条第5項の規定による模造拳銃 の製造業又は輸出業の廃止の届出の処理	要	108 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第5項の規定による模造けん銃の製造業又は輸出業の廃止の届出の処理	要
114 銃砲刀剣類所持等取締法第22条の3第2項において準用する同法第22条の2第1項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第2項において準用する同令第102条第2項及び第4項の規定による模擬銃器の製造業又は輸出業の届出の処理	要	109 銃砲刀剣類所持等取締法第22条の3第2項において準用する同法第22条の2第1項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第104条第2項において準用する同令第103条第2項及び第4項の規定による模擬銃器の製造業又は輸出業の届出の処理	要
115 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第2項において準用する同令第102条第3項及び第4項の規定による模擬銃器製造等届出書の記載事項変更の届出の処理		110 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第104条第2項において準用する同令第103条第3項及び第4項の規定による模擬銃器製造等届出書の記載事項変更の届出の処理	
116 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第2項において準用する同令第102条第5項の規定による模擬銃器の製造業又は輸出業の廃止の届出の処理	要	111 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第104条第2項において準用する同令第103条第5項の規定による模擬銃器の製造業又は輸出業の廃止の届出の処理	要
117 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令	要	112 銃砲刀剣類所持等取締法第27条の規定による銃砲 又は刀剣類の提出命令	要
118～186 略		113～181 略	

(銃砲刀剣類の所持許可の期間及び認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類の所持許可の期間及び認定証の有効期間を定める規則（昭和55年栃木県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(銃砲刀剣類の許可期間)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第6条第1項の規定により、栃木県公安委員会が定める銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号の規定による拳銃又は空気拳銃 の所持の許可の期間は、2年とする。ただし、既に、法第4条第1項第4号の規定による拳銃又は空気拳銃 の所持の許可を受けている者に対し、更に、同号の所持の許可を行う場合における当該所持の期間の終期は、最初に同号の所持の許可を受けた拳銃又は空気拳銃 に係る所持の許可の期間の終期とする。</p> <p>2 政令第6条第2項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可の期間</p>	<p>(銃砲刀剣類の許可期間)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第6条第1項の規定により、栃木県公安委員会が定める銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間は、2年とする。ただし、既に、法第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空気けん銃の所持の許可を受けている者に対し、更に、同号の所持の許可を行う場合における当該所持の期間の終期は、最初に同号の所持の許可を受けたけん銃又は空気けん銃に係る所持の許可の期間の終期とする。</p> <p>2 政令第6条第2項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲 又は刀剣類の所持の許可の期間</p>

は、1年を超えない範囲内において栃木県公安委員
員会が必要と認める期間とする。

は、1年を超えない範囲内において栃木県公安委員
員会が必要と認める期間とする。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。
